

[事案 2021-341] 転換契約無効請求

・令和4年10月17日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明を理由に、転換の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成元年7月に契約した終身保険（契約①）を、令和2年12月に特定状態保障付終身保険（契約②）に転換したが、以下の理由により、転換を無効として契約①に戻してほしい。

- (1) 転換によるデメリットを募集人に確認したが、特に無いと回答されたため契約した。
- (2) 契約②は、契約①と比べて死亡保険金額は減ったものの、特定状態該当時の給付金額と死亡保険金額を合計すると、契約①と同額であると理解していた。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に3回面談し、転換内容や転換に伴う不利益事項等を含む説明を行った。
- (2) 募集人は、パンフレット、設計書、転換前後比較説明、重要事項説明書、約款、申込書控等を交付し、契約②の保障額は契約①の保障額を下回ること、保障の内容が変わること、予定利率が変わること等を説明した。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、転換時の説明内容等や和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。